

新潟県国民健康保険団体連合会

理事会議事録

令和4年7月19日

自治会館本館301会議室

出席者 理事本人の出席 10名（うち5名リモート）
書面による出席 6名

開会 午後1時27分

開会宣言

渡邊総務課長が開会宣言を行う。

理事長挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 小林理事長】

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日はご多忙にも関わらず、理事会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本会の業務運営に、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国保制度をめぐる動きでは、6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」いわゆる「骨太の方針2022」の中で、社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進としまして、国保の普通調整交付金の配分方法の在り方について記載されております。昨年の骨太の方針では、地方団体の反対を踏まえまして、普通調整交付金の在り方について「地方団体等との議論を継続する」という表現をされていましたが、今年は「方向性を示すべく地方団体等との協議を深める」と一步踏み込んだ内容となっており、懸念されるところであります。

また、国保連合会に関係する動きでは、政府の方針に則り開発が進められております「次期国保総合システムの更改に要する費用」の不足額に対しまして、知事会・市長会・町村会並びに国保組合協会をはじめとする皆様のご理解・ご協力によりまして、令和3年度補正予算で約54億円の予算措置がされたところであります。

本日の議案として提出しております、令和5年度以降の不足額、五十数億円についての国庫補助を求める要請活動につきましても、ご承認を賜りますとともに、国庫補助獲得に向けて、皆様からのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

一方、本会におきましては、令和6年度以降の「国保総合システム運用費」、「令和8年度の更改費」並びに「その他基幹システム等のクラウド化の費用」に充てるための財源を確保するため、「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」への積立てを、皆様からご了承いただき、3年度から開始をしたところでございます。

また今年度は、新たに厚労省・県からの依頼のもと、介護職員・障害福祉職員に対する「処遇改善支援事業」の支払いに関する事務処理や、4回目の新型コロナワクチン接種の、住所地外機関での実施に係る費用の請求支払事務を受託し、適正な事務処理に努めております。

本会としましても、これまでと同様、保険者の共同体である立場を十分認識しながら、本

県の安定的な国保運営に寄与できるよう、その責務を果たしていく所存であります。

最後になりましたが、本日の理事会は、令和3年度「事業報告」並びに「各会計決算案」などをご審議いただき、第152回通常総会に提出するものであります。

後ほど、事務局より説明がありますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げまして挨拶いたします。

議 事

【議長 小林理事長】

それでは、早速ですが進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りいたします。差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

「異議なし」の声をいただきましたので、私から指名させていただきます。燕市の鈴木市長さん、建築国保組合の佐藤理事長さんのお二人を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。まず始めに、議決事項の「(1)令和3年度事業報告(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 梨本事務局次長】

事務局次長の梨本です。

日頃から本会の事業運営につきましては、ご理解、ご協力を頂き、ありがとうございます。本来なら、事務局長の石井が説明するところですが、本日、急な欠席の一報がありましたので、私の方から資料を説明させていただきます。

それでは議決事項「(1)令和3年度事業報告(案)について」説明します。事業報告は、初めに令和3年度事業での特徴的な事柄、続いて新規事業と事業計画で掲げた8つの重点項目の総括と、最後に一般事業のポイントをご説明します。

資料No.1の1ページをお開き下さい。最初の○になります。令和3年度事業運営では、保険者の共同体としての負託に一層応えるべく、診療報酬等の審査支払事業をはじめ、様々な事業におきまして、事業計画に掲げた8つの重点項目について積極的な取り組みを行って参りました。

二つ目の○は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務です。令和2年度に引き続き、国の緊急的対応策に係る事務の実施要請を受けまして、県と連携を図り、迅速に準備を進め着実に遂行しました。

三つ目の○は本会の財政運営でございます。国保、後期高齢者の被保険者減少と新型コロ

ナウイルス感染拡大に伴う受診控え等の影響により、主財源であります審査支払手数料の収入が落ち込んでおります。後期高齢者特別会計の業務勘定の実質収支は 3 年連続の赤字で、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定は経常的な赤字収支でしたが、新型コロナワクチン接種の費用請求・支払事務の新規受託により 5 年振りの黒字収支となりました。

四つ目の○は新たな積立資産への積立です。国の「クラウド・バイ・デフォルト」の方針や「審査支払機能に関する改革工程表」に則り開発が進んでおります令和 6 年度次期国保総合システムの開発費が国保中央会より示されまして、全国国保連合会の現有資産を充てても、なお不足する資金 156 億円について昨年度、国庫補助獲得要請を行い、令和 3 年度補正予算で約 54 億円が交付されました。本会も令和 6 年度以降の運用費、令和 8 年度の更改費、その他基幹システムのクラウド化の費用に充てる財源確保に向けて「ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」への積立を理事会、総会でご了承を頂き、令和 3 年度から積立させていただきました。具体的な額は記載のとおり、令和 3 年度 2 月末時点の決算見込による「実質収支剰余金見込額」を二つの特別会計に約 7,900 万円積立させて頂きました。

※2 の「156 億円」について補足説明をします。昨年度、156 億円財源不足と、お伝えしておりましたが、この額は国保中央会が国の概算要求時に国庫補助要求するため算出した相当粗い試算での金額でございます。年明けに開発業者と本契約後、基本設計が固まり、ミドルウェア等インフラの再計算など様々な調整の結果、令和 4 年 6 月 22 日の国保中央会主催の会議にて、不足費用は 111 億円とされ、残り 50 数億円の国庫補助を求めて参るということでございます。

最後五つ目の○は、今後もシステム開発等費用に係る国庫補助獲得要請を行うとともに、本会も経費削減に努めて参ります。しかし、やむを得ず手数料等の増額改定が必要となる際には、早期の情報提供と十分な協議に努めさせていただきます。

2 ページをお開き下さい。「第 1 令和 3 年度から新たに実施した事業等」です。

「(1) 新型コロナワクチン接種にかかる費用請求・支払事務」については、住民票所在地以外の接種に係る費用決済業務で取扱件数・費用は合計で約 34 万 6 千件、費用金額は約 8 億円ございました。なお、本事業のシステム改修を含む経費は、全額国庫補助が交付されております。

「(2) 新型コロナウイルス感染防止対策支援事業にかかる申請受付及び支払事務」は、国の通知に基づきまして、介護サービス・障害福祉サービス事業所等でのマスク、消毒液等の保健衛生用品の掛かり増し経費に対する申請書の受付・支払事務を県から受託しました。実績は 3 ページに記載の介護・障害合わせ約 3 千事業所、約 4,700 万円を支払いました。

「(3) 新潟県健康づくりのための情報提供事業(みなし健診)にかかる費用決済等事務」は、特定健診受診率向上を目的に特定健診未受診者の医療での検査結果等を収集し、システムへ健診結果として登録を行い、情報提供元の医療機関に対し、情報提供料を支払う事務でございます。実績につきましては 13 市町村、615 件、151 医療機関に情報提供料 1 件 2,500 円、総額 153 万 7,500 円を支払いました。

「(4) 障害者総合支援等市町村事務共同処理事業にかかる地域生活支援事業に関する審査支払事務」は、障害福祉サービスとして、市町村が指定した地域生活支援事業を行う指定支援事業所等からの給付費の審査・支払事務でございます。市町村から受託し、807 件、約

2,100万円を支払いました。

4ページをお開き下さい。「第2 重点事項の主な取組」の「1. 保険者ニーズを反映した共同事業の拡充及び円滑な実施」でございます。共同事業は各保険者共通事務の一元的処理により事務負担軽減、スケールメリットによる経費軽減が目的でございます。県及び保険者と連携を図り進めました。

「2. 診療報酬明細書等の審査及び支払業務の充実・強化」は、システムを活用した審査事務共助の充実・効率化を図り、審査基準とコンピュータチェックの全国統一化に取り組みました。大変恐縮ですが、28ページをお開きください。右側の計欄をご覧ください。国保分は対前年度比103.2%、支払額約1,587億円、その下の後期高齢者分は対前年度比100.7%、支払額約2,562億円をお支払いしております。

当日資料、資料No.1（附属資料）をご覧いただきたいと存じます。この附属資料は、コロナウイルス感染症の影響を受けていないと思われます令和元年度との比較で、左下のアンダーラインにありますとおり、国保は95.8%、その下の後期は95.2%に留まっており未だ回復はしておりません。

戻っていただきまして、5ページになります。中ほど「3. 後期高齢者医療広域連合受託業務の円滑な運営」では、診療報酬審査支払業務、第三者行為求償事務等の各種受託業務を広域連合と連携を図り、円滑に進めました。

「4. 保険者が行う保健事業への支援」では、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業で、PDCAサイクルに沿った保健事業を展開できるよう「保健事業支援・評価委員会」において保健事業計画や評価に対し助言をするとともに、KDBシステム等を活用し、各種データの提供を行いました。

6ページをお開き下さい。「5. 県実施事業に係る受託事業の円滑な実施」です。県が実施する「国保ヘルスアップ支援事業」に係る業務を受託しまして、「ナッジ理論を活用した未受診者勧奨の効果検証事業」等を実施し、市町村保健事業の充実と事務負担軽減・コスト削減に寄与しました。

「6. 介護保険関連業務並びに障害者総合支援給付費審査支払等業務の円滑な運営」ですが、年々増加する介護給付費、障害者総合支援給付費を介護保険審査支払システム等により迅速・確実に審査支払を実施いたしました。

恐縮ですが、32ページをお開きください。「(3) 支払状況」をご覧ください。介護給付費は対前年度100.2%、約2,316億円をお支払いしております。また、当日資料に記載しております介護給付費の元年度との比較で、件数100.3%、支払額で101.9%となり、医療と異なって、新型コロナウイルス感染症の影響はそれほど受けていない状況であります。

6ページに戻っていただきます。「7. オンライン資格確認業務の円滑な対応」は、オンライン資格確認システムの適正運用に取り組むため、被保険者情報の整理を行い、レセプト振替サービスの確実な運用により保険者事務軽減を図りました。

「8. 人材育成の更なる推進及びコンプライアンスの徹底」につきましては、柔軟かつ質の高い対応ができる職員の育成に向け、様々な研修へ参加するとともに、コンプライアンス委員会を開催しコンプライアンスの意識徹底と、リスク管理、個人情報保護の重要性について確認・徹底を行っております。重点事項の説明は以上です。

7ページになります。「第3一般状況」でございます。「1会員数等の状況」の「(2)被保

険者数」の比較でございます。令和3年3月末から、2.6%減の12,223人減456,312人です。県の人口減少、国保加入者の年齢到達による後期高齢者医療制度への移行が主な要因と思われます。

恐縮ですが、18ページをお開き下さい。「6 国民健康保険事業改善強化運動の推進」でございます。「(1)国保制度改善強化全国大会」は、国保制度の基盤強化、財政強化など制度改善を目的に、地方6団体と全国国保組合協会との共催で毎年開催しております。昨年度は11月19日に開催され、囲みの11項目の決議を行い、大会終了後、県選出国会議員に対し陳情、要請を行いました。

19ページになります。「第4 事業実施状況」は、重点事項等の詳細で実績等を26ページまで記載しておりますので、説明はお時間の関係で割愛させていただきます。後程ご確認をお願いいたします。

以上で簡単ではございますが「令和3年度事業報告（案）について」説明を終わります。よろしくお願ひします。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項(1)につきまして、ご質問がございましたらお願ひします。

(質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等がないようありますので、議決事項の「(1)令和3年度事業報告（案）」につきまして、ご承認いただき、この先に開催される第152回通常総会に提案することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

「異議なし」の声をいただきました。それでは異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。次に、議決事項の「(2)令和3年度各会計歳入歳出決算（案）について」、議決事項の「(3)令和3年度財産目録（案）について」一括して事務局の説明を求めます。

【事務局 梨本事務局次長】

議決事項「(2)令和3年度各会計歳入歳出決算（案）」の総会議案となる決算書は資料No.2-1でございますが、補足資料として要約した資料No.2-2をお付けしましたので、そちらでご説明をさせていただきます。

資料No.2-2、1ページをお開き下さい。はじめに一般会計でございます。一般会計は保険者からの会費として頂戴している、第一種負担金が主な財源で、会務運営費、保険者の保健事業を支援する保健事業費を計上し管理している会計でございます。

「予算現額①」は約 6 億 5,300 万円、「収入済額②」は約 5 億 3,400 万円、「支出済額③」は約 2 億 9,500 万円で、2 ページの「予算現額との比較」欄ですが、上段は「予算現額①と収入済額②の差額」、マイナス約 1 億 1,800 万円で、下段「予算現額①と支出済額③の差額」、約 3 億 5,800 万円の予算残となり、その右欄は収入、支出の執行率でございます。その右欄、収入済額②から支出済額③を差引いた「収入支出差引残」、いわゆる形式収支になりますが約 2 億 3,900 万円は全額翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。その欄の下に記載の【前年度比較】は、令和 2 年度収支差引残額と比較した金額、令和 3 年度単年度収支を示すもので 4,500 万円の黒字となっております。一般会計 3 年度は収支黒字でしたが、主財源の「第一種負担金」収入は被保険者数減少により減収が続くと予測されまして、当該繰越金を充当しながら 4 年度以降も運営して参ります。

一番右欄は「予算との比較・増減の主な要因並びに取扱状況」でございます。歳入マイナス約 1 億 1,800 万円の内、「(2) 県支出金」の「県国保ヘルスアップ支援事業の業務内容変更」は、当初、県からの業務委託契約の予定が、県・民間事業者・本会との三者契約に変更したことにより、委託費が減額となったものでマイナス約 3,200 万円、「新型コロナ感染防止対策支援事業費の見込過大」は、先程説明した新型コロナ緊急包括支援事業費の見込過大によるマイナス約 5,000 万円で、県補正額と同額を予算計上しましたが、申請が伸びなかつたものでございます。

歳出は約 3 億 5,800 万円予算残となりましたが、理由は歳入と同様に事業費の県委託事業の変更約 3,100 万円、感染防止対策支援事業費の約 5,000 万円予算残と、一般会計と他の特別会計においては旅費支給がほぼ未執行の残額であります。また、「(4) 予備費」約 1 億 8,500 万円の予算残で予備費の充当はなく全額残額となったものでございます。

続きまして 1 ページ下段の「診療報酬審査支払特別会計の業務勘定」でございます。この会計は国保の診療報酬審査支払業務・共同事務処理等の事務費勘定で、主な財源は保険者から頂く、レセプトの審査支払手数料・共同電算処理手数料等でございます。予算現額約 15 億 2,800 万円に対し、収入済額約 14 億 4,000 万円、支出済額は約 10 億 8,400 万円、収支差引残額約 3 億 5,600 万円は翌年度繰越しさせていただきます。単年度収支は前年度比較でプラス 130 万円の 5 年振りの黒字収支ですが、この理由は新型コロナワクチン接種費用決済業務を新規受託したことによるものです。

「予算との比較」は、歳入マイナス約 8,700 万円で、主な要因は「(1) 手数料」の取扱件数で、被保険者数の減少と新型コロナの影響等により、レセプト取扱件数が減少したことからの各種手数料合計でマイナス約 2,500 万円と、「(4) 諸収入保険者間調整療養費等」マイナス約 4,400 万円は、資格誤りがある医療費を医療機関等を介さず調整するものが見込み過大であったものです。

歳出の約 4 億 4,300 万円予算残の主な要因は、「(1) 総務費」の人件費約 1,900 万円は育児休業者による執行残となったこと、共同事業管理費は共同事業における資材費高騰を見込みましたが見込み過大となり約 1,400 万円残が生じております。

「(4) 諸支出金」約 5,300 万円は、歳入と同様に保険者間調整療養費等の見込み過大による残で、「(5) 予備費」の充当はございませんでしたので約 2 億 9,000 万円全額残額となっております。

続いて 3 ページをご覧下さい。上段は「診療報酬審査支払特別会計」の各種「支払勘定」

の決算状況です。各特別会計の支払勘定とは、診療報酬、介護給付費など保険者へ請求し、いただいた金額をそのまま全額、医療機関、介護事業所等へお支払いする勘定で、いわゆる受払勘定ですので、基本的に収支差引残額は生じません。但し、2段目の「公費負担医療に関する診療報酬支払勘定」で収支差引残額約99万円がございます。これは前期高齢者の一部負担金特例軽減措置に係る費用、指定公費負担医療分で、制度が終了し、月遅れの取扱い分でございます。これは概算で国庫補助金の交付を受け、そこから毎月支払い、残額を翌年度に繰越し全額国庫へ返還するものでございます。その他の支払勘定では収支差引残額は生じませんので説明は省略させていただきます。

続きまして中段の後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定でございます。この会計は後期高齢者医療の診療報酬審査支払業務で、広域連合からの受託業務等の事務費の勘定で、主な財源は広域連合から頂く審査支払手数料・電算処理手数料でございます。予算現額約13億700万円に対し、収入済額約12億4,900万円、支出済額約11億8,200万円、収支差引残額約6,600万円は全額翌年度繰越しさせていただきます。前年度比較、単年度収支はマイナス約5,000万円の収支赤字となりました。

「予算との比較」でございますが、歳入のマイナス約5,800万円の主な要因は、新型コロナ等の影響等により「(1)手数料」がマイナス約4,000万円となっております。

歳出の約1億2,500万円残は、「(1)総務費」で職員の減と育児休業者的人件費の残、また、代行等共同電算処理事業管理費、共同事業管理費の合わせて約3,700万円の残は、被保険者減とコロナ感染症拡大による取扱件数の減によるものでございます。また、「(4)予備費」の充当はございませんでしたので、約1,700万円全額残額となりました。

5ページをお開き下さい。介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定でございますが、この会計は介護給付費等の審査支払業務の事務費の勘定で、主な財源は市町村から頂く審査支払手数料でございます。予算現額約3億4,900万円に対し収入済額約3億3,300万円、支出済額約2億1,000万円、収支差引残額約1億2,300万円は翌年度繰越しさせていただきます。また、前年度比較は、単年度収支のプラス約53万円の収支黒字となっております。介護保険は昨年度、新型コロナによる影響を若干受けましたが、今年度取扱件数が増加し、手数料增收となっていることから黒字となっております。

「予算との比較」でございますが、歳入の「(1)手数料」マイナス約650万円は、見込み過大によるマイナスでございます。

歳出は約1億3,900万円の予算残ですが、主な要因として「(1)総務費」の貼付け人員の減による残でございます。「(3)予備費」の充当はございませんでしたので全額残額となっております。

続きまして「障害者総合支援法関係業務特別会計業務勘定」でございます。この会計は、障害者介護給付費等の審査支払業務の事務費勘定で、主な財源は市町村から頂く審査支払手数料でございます。予算現額約8,200万円に対し、収入済額約7,700万円、支出済額約6,900万円で収支差引残額約800万円を翌年度繰越しさせていただきます。前年度比較マイナス約350万円の収支赤字となりましたが、取扱件数が増加していることから、今後は黒字に転じると見込んでおります。

「予算との比較」でございますが、歳入のマイナス約490万円は、「(1)手数料」の予算積算時の取扱件数の見込み過大によるものです。

歳出は、約 1,300 万円の予算残となり、「(3) 予備費」の充当はございませんでしたので、全額残金となっております。

続きまして、「特定健康診査・特定保健指導等特別会計の業務勘定」でございますが、この会計は特定健診費用等の費用決済業務の事務費の勘定で、主な財源は国保保険者、広域連合から頂く事務手数料でございます。予算現額約 1 億 4,800 万円に対し、収入済額、支出済額とも約 1 億 2,200 万円で、収支差引残額 0 円でございます。

当該会計は、例年赤字会計で繰越金もございませんでしたので、一般会計より不足分を繰入れて運営しておりますので、収支同額となっております。令和 3 年度は約 2,000 万円を繰入れしております。

「予算との比較」でございますが、歳入は「(1) 手数料」で新型コロナの影響でマイナス約 820 万円と、情報提供事業（みなし健診）の見込み過大マイナス約 1,100 万円となっております。

おめくりいただきまして、最後は役職員退職手当特別会計ですが、役職員に係る退職手当金の積立及び支給の会計でございます。右側の要因ですが、退職給付引当資産への積立分で、厚労省通知に基づきまして、歳入で各会計から他会計繰入金として約 3,210 万円繰入れし、歳出で同額を退職給付引当資産へ積立し、退職給付引当資産から取崩し、歳入として約 4,057 万円繰入れまして、歳出で同額を退職者 2 名に退職金として支給しました。

以上、令和 3 年度決算額合計は予算現額 7,529 億 9,898 万 1,000 円に対し、収入済額 7,013 億 7,486 万 4,409 円、支出済額 7,005 億 7,930 万 8,691 円、収支差引残額 7 億 9,555 万 5,718 円となり、全額翌年度に繰越しをさせていただきます。なお、令和元年度末繰越額に対しては、マイナス 706 万 8,006 円となっております。

続きまして、議決事項「(3) 令和 3 年度財産目録（案）について」ご説明します。

資料No.3 の 1 ページをお開き下さい。合計額にてご説明しますので、表一番下段の合計額をご覧下さい。令和 2 年度末残高 24 億 4,921 万 8,209 円に対し、令和 3 年度積立額 5 億 2,151 万 5,472 円、取崩額 3 億 1,462 万 5,852 円、結果、令和 3 年度末現在高は 26 億 5,610 万 7,829 円となり、前年度比較で約 2 億 689 万円増額となっております。増額の理由としては、大きなシステム更改がなく「減価償却引当資産」、「電算処理システム導入作業経費積立資産」の取崩しがなく積立が出来たこと、それと「ICT 積立資産」へ約 7,900 万円積み立てが出来たことであります。当該積立資産は第四北越銀行の新潟支店・本店・県庁支店それぞれ記載の金額のとおり管理しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【議長 小林理事長】

ここで、本日は監事の方からご出席いただいておりますので、監査結果のご報告をお願いします。

【監事 磯田長岡市長】

監事を務めております長岡市の磯田です。監事を代表いたしまして監査報告をいたします。

資料No.4-1 の 1 ページをご覧ください。国民健康保険法施行令第 23 条第 1 項の規定によ

りまして審査に付された令和3年度新潟県国民健康保険団体連合会事業報告及び一般会計、各特別会計歳入歳出決算並びに財産管理状況につきまして、去る6月24日に関係者から説明を聴取するとともに、関係帳簿、並びに証拠書類に基づいて監査を行った結果、いずれも適正かつ正確に処理されていたことをご報告いたします。

【議長 小林理事長】

次に事務局から「会計検査報告」並びに「令和3年度決算における実費弁償判定結果について」報告をお願いします。

【事務局 梨本事務局次長】

続きまして、「会計検査報告」をいたします。

資料No.4-1、2ページをご覧下さい。令和3年度財務諸表について、令和4年6月9日、新潟市所在の「税理士法人小川会計」から会計検査を行っていただき、財政状態、決算状況を適正に表示していると認められたことをご報告します。

続いて「令和3年度決算における実費弁償判定結果について」ご説明します。資料No.4-2の1ページをお開き下さい。本会は法人税法上の公益法人に位置付けられ、審査支払業務は収益事業に該当し、剩余が生じた場合は、法人税課税対象となります。実費弁償により事業を行い、剩余が生じた場合、翌年度手数料から剩余の控除を行うことで非課税となります。令和3年度の実費弁償判定結果は、2ページに記載しておりますが、5つの収益事業会計の①欄「単式会計当期決算収支差引残額」は先程3年度決算で説明しました各会計収支差引残高でございます。その右の②欄は「前期繰越額」ですが、収支差引残額に含まれております前年度からの繰越額で、①から②を引くことで③欄の単式会計の実質収支となります。③の額に対し④～⑦の複式簿記上の考え方、法人税法に基づく加算、減算により最終的な⑧実費弁償判定となります。診療報酬審査支払特別会計で約861万円、介護保険特別会計で約195万円剩余が生じていますが、他の会計で赤字収支となっており、全体で約3,779万円の赤字判定となりました。

令和3年度決算での実費弁償判定の結果、収益事業5会計分の合計額がマイナスで剩余は生じなかったので、手数料から控除はないこと。併せて当該判定結果を新潟税務署へ提出することをご報告します。

なお、当該判定は外部検査を依頼している税理士法人小川会計からも検査を受け、適正である旨の報告を頂いております。以上で報告を終わります。

【議長 小林理事長】

有難うございました。只今、事務局の説明と監査報告が終わりましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

【建築国保組合 佐藤理事長】

財産目録を見ると第四北越銀行に100%積立していますが、一行だけに預けていると、何かあった時に困るので、一本化せずに複数の銀行へ分散するべきだと思いますが如何でしょうか。

【事務局 猪爪事務局次長】

以前は、第四銀行、北越銀行に加え都市銀行とも契約し、資産を運用しておりましたが、近年、第四銀行と北越銀行の2行に整理したところです。現在、第四銀行と北越銀行が合併いたしましたので、リスク分散の観点から今後検討していきたいと思います。

【議長 小林理事長】

他にございませんでしょうか。

(他質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等がないようありますので、議決事項の「(2)令和3年度各会計歳入歳出決算(案)について」、「(3)令和3年度財産目録(案)について」の2議題につきまして、ご承認をいただき、通常総会に提案することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。次に、議決事項の「(4)令和4年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 梨本事務局次長】

議決事項「(4)令和4年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」ご説明します。資料No.5の1ページをお開き下さい。総括表にてご説明いたします。

一般会計歳入歳出予算の第二次補正、5つの特別会計業務勘定の第一次補正をお願いするものでございます。補正内容は2点で、1点目は令和3年度決算確定に伴い4年度予算の繰越金、予備費を調整する補正をお願いするものでございます。2点目は令和3年度決算に伴い消費税額も確定し、一般会計のほか5つの特別会計で補正をお願いするものでございます。中ほどの後期高齢者医療事業関係業務特別会計につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る受診控えなどによる手数料収入の落ち込みにより、令和4年度予算の予備費が約600万円となっているため、予備費を全額、減額することに加え、積立金約500万円減額する補正案でございます。

備考欄の「公課費」は、消費税でございまして、本会は課税収入が1,000万円を超えるため、毎年税務署へ確定申告により納税をしております。

また、表中、中段の診療報酬審査支払特別会計公費負担医療に関する支払勘定の15万9千円の増額補正是4年度予算の繰越金増額補正ですが、3年度に指定公費の国庫補助の概算交付を受けた残額で4年度に繰越し、全額国庫へ返還するものでございます。以上で説明を終わりります。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(4)につきまして、ご質問等がございましたらお願ひします。

(質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等がないようありますので、議決事項の「(4)令和4年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」につきまして、ご承認をいただき、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。次に、議決事項の「(5)次期国保総合システム更改等に係る国庫補助獲得のための要請活動(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 梨本事務局次長】

議決事項「(5)次期国保総合システム更改等に係る国庫補助獲得のための要請活動(案)について」ご説明します。

令和6年度更改の国保総合システム更改費については、地方6団体のご協力により、昨年度の国の補正予算で約54億円予算措置されました。残りの不足額についても国庫補助獲得のため、秋の国保制度改善強化全国大会での要望反映に向けて、本会からも要望として提出することをご了承いただきたいとの内容でございます。よろしくお願ひします。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(5)につきまして、ご質問等がございましたらお願ひします。

(質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等がないようありますので、議決事項の「(5)次期国保総合システム更改等に係る国庫補助獲得のための要請活動(案)」につきまして、ご承認をいただき、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。次に、議決事項の「(6)第152回通常総会の開催日程(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 梨本事務局次長】

議決事項「(6)第152回通常総会の開催日程(案)」でございます。

資料No.7の1ページをご覧下さい。第152回通常総会を7月28日(木)午後1時30分から自治会館本館2階「201会議室」において、本日協議いただいた案件をご協議いただき開催するものであります。以上で説明を終わります。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(6)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等ないようありますので、議決事項の「(6)第152回通常総会の開催日程(案)について」原案どおり開催することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

有難うございます。それでは原案のとおり決定いたします。続きまして、報告承認事項に入ります。報告承認事項の「(1)役員の補充選任報告について」事務局の説明を求めます。

【事務局 梨本事務局次長】

それでは資料No.8、報告承認事項「(1)役員の補充選任報告について」ご説明します。

1ページをお開きください。本会副理事長をお願いしておりました「伊藤五泉市長」のご退任に伴い、新たに県市長会よりご推薦いただいた「渡辺佐渡市長」に令和4年2月28日付けで理事を委嘱したことを報告します。以上です。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(1)につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等がないようありますので、説明のとおりご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

有難うございました。次に、報告承認事項の「(2)規則の一部改正について」事務局の説明を求めます。

【事務局長 梨本事務局次長】

報告承認事項「(2)規則の一部改正について」をご説明します。

資料No.9 1ページをお開き下さい。令和4年3月28日に理事長より専決処分として決裁いただいた案件の報告です。取扱いの変更に伴う一部改正として、県の取扱いに合わせ支出負担行為兼支出命令書をもって支出負担行為決議書に代えることできる事項の追加等の財務規則の一部改正でございます。規則見直しに伴うものとして、「事務局組織規則」以下記載の規則の一部改正でございます。詳細は2ページから13ページに記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(2)につきまして、ご質問等がございましたらお願ひします。

(質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等がないようありますので、原案どおりにご承認いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

有難うございました。次に、報告承認事項の「(3)令和3年度各会計歳入歳出予算の補正について」事務局の説明を求めます。

【事務局長 梨本事務局次長】

報告承認事項「(3)令和3年度各会計歳入歳出予算の補正について」をご説明します。資料No.10の1ページをご覧下さい。こちらも理事長より専決処分として決裁いただいた案件の報告で、介護保険事業関係特別会計の第三次補正と、役職員退職手当特別会計歳入歳出予算の第一次補正でございます。介護保険特別会計での退職手当特別会計への繰出金増及び

退職手当積立金の増による補正でございます。以上で説明を終わります。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(3)につきまして、ご質問がございましたらお願ひします。

(質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等がないようありますので、原案どおりにご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

有難うございました。次に、報告承認事項の「(4)令和4年度各会計歳入歳出予算の補正について」事務局の説明を求めます。

【事務局長 梨本事務局次長】

報告承認事項「(4)令和4年度各会計歳入歳出予算の補正について」をご説明します。こちらも理事長より専決処分として決裁いただいた案件の報告でございます。資料No.11 の1ページをお開き下さい。

一般会計歳入歳出予算第一次補正です。国は介護職員等の収入を3%引き上げることを目的に「待遇改善支援事業」を実施しておりますが、厚生労働省から「交付金算定・各機関への支払事務」への協力要請と、県からの申し入れがあり受託するもので、本会の事務費を含む県補正予算での額を本会で補正したものです。以上で説明を終わります。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(4)につきまして、ご質問がございましたらお願ひします。

(質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等がないようありますので、原案どおりにご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

有難うございました。続きまして、「その他」となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局長 梨本事務局次長】

特にございません。

【議長 小林理事長】

特にないようありますので、以上をもちまして、本日、提出された議案の審議がすべて終了いたしました。折角の機会でございますので、皆さんから他に何がございましたらお願ひいたします。

【建築国保組合 佐藤理事長】

世界的にも新型コロナが第7波というかたちで猛威を振るっております。日本国内では特に都市部で感染者が増加しており、新潟県でも急増しているため、県・市町村が対策を講じてコロナをシャットアウトしなければ経済が立ちいきません。シャットアウト出来ないにしても感染者の減少に向けて取り組んでいただきたい。

また、感染者数が増加することで医療費が増加する一方なので、新潟県独自の対策を県に要望しなければ、経済も立ちいかないと思います。

【議長 小林理事長】

ただいまご発言にありましたように、感染力の強い新型のコロナウイルスに私たち自治体も苦慮しております、対応を急いでおります。私どもは常に申し上げますが、やはりコロナ感染に対する基本的なマニュアルをしっかりと堅持しながら、外出するという心構えが薄れてきていることが、感染拡大に繋がっていると思われます。

特に5歳～11歳の年少の方々のワクチン接種が進んでいないことから、ワクチン接種をしていないお子さんをお持ちのご家庭においては、今一度外出する際最大の注意をしていただきたいと注意喚起をいたしております。要するに、原点に返って基本的な対策をしっかりと守りながら行動すべきものと考えます。何としても早くコロナ蔓延を阻止しなければと全力をあげて取り組んでいきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

他にご意見はございませんか。

(特になし)

【議長 小林理事長】

特にないようありますので、以上をもちまして、議事を終了いたします。皆様のご協力により、本日提案いたしました案件すべてご承認いただきましたことに感謝を申し上げ、議長の責めを終わらせていただきます。大変、有難うございました。

閉会

閉会 午後 2 時 30 分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 4 年 10 月 7 日

議長

○ 井 壮 利 章



令和 4 年 9 月 2 日

署名理事

鈴木 力



令和 4 年 9 月 9 日

署名理事

佐藤 政己

